

令和5年12月19日

輪島市長 坂 口 茂 様

輪島市水道事業及び下水道事業経営審議会
会長 久 岡 政 治

水道料金及び下水道使用料の適正水準について（答申）

令和5年7月3日付け諮問上第1号により諮問された水道料金及び下水道使用料の適正水準について、当審議会で慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申します。
なお、事業運営に当たって留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

1 水道料金及び下水道使用料の適正水準について

- (1) 料金（使用料）算定期間については、令和6年度から令和10年度までの5年間とする。
- (2) 水道料金については平均改定率 24.4%、下水道使用料については平均改定率 10.0%とする。
- (3) 水道料金の体系については、用途別から口径別（一部用途別併用）に変更し、基本料金及び従量料金からなる二部料金制並びに基本水量 10 m³については現行のまま維持する。また、下水道使用料の体系については、現行のまま維持する（料金表については、別表のとおりとする。）。
- (4) 改定時期については、料金（使用料）算定期間及び現下の厳しい経営状況を鑑みれば早期の実施が望ましいが、市民生活や市内経済状況等への影響を踏まえ、適切な時期からとする。

2 附帯意見

- (1) 水道料金及び下水道使用料の改定に当たっては、市民生活等に与える影響を最大限に考慮して、十分な周知期間を設けるとともに、丁寧な説明に努められたい。また、日頃から水道事業及び下水道事業に対する理解が更に深まるような情報発信に努められたい。
- (2) 輪島浄水場の更新をはじめ施設、機械電気設備などの更新に伴い、水道事業及び下水道事業ともに多額の更新費用が今後見込まれることから、安定的な資金確保のため、次回の料金（使用料）改定においては、資産維持費の算入を検討されたい。
- (3) 基本水量については、節水機器の普及や家族形態、ライフスタイルの多様化などにより基本水量を下回る世帯が年々増加傾向となっていることを踏まえ、使用水量が少ない世帯との公平性を図る観点からも、引き続きその在り方を検討されたい。
- (4) 社会情勢や経営環境を適切に反映するため、経営戦略については 5 年を目途に改定するとともに、それによる財政シミュレーションを踏まえ、料金（使用料）の適正水準についても 5 年ごとを目途に検証されたい。
- (5) 給水人口の減少や水需要の減少が見込まれる中、安定的な水道・下水道サービスの供給及び確保を図るため、ダウンサイジング、スペックダウン等による事業の合理化、経費の削減、未収金の縮減、広域化・共同化、アセットマネジメントの実施など引き続き経営の効率化及び基盤強化を進めるとともに、民間活力の導入及び連携、DX、GX などにも積極的に取り組み、一層の経営の健全化に努められたい。